

# 新法解説



「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法)」が4月6日に成立し、同月13日に施行されました。

同法律は、利用者の利便性の向上を図るため、「中小企業経営革新支援法」「中小創造法(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法)」「新事業創出促進法」の3法を整理統合し、「新連携」支援を新たな柱として加え、創業及び異分野の中小企業が連携して行う新事業活動を総合的に促進するとともに、予算や税制などの支援措置も含めて中小企業施策の骨太化を行ったものです。

ここでは、同法律に基づく支援策を①「創業の支援」②「経営革新の支援」③「新連携の支援」④「技術革新の支援」⑤「地域における支援」の5つの主な支援に分けてご紹介します。

## 1 創業の支援

### 対象となる方

創業しようとしている方、及び、創業5年未満の方

### 支援内容

#### ①最低資本金規制の特例

事業を営んでいない個人が、この法律に基づいて経済産業大臣の「確認」を受けると、株式会社または有限会社を設立する際に、「最低資本金規制(株式会社は最低1,000万円、有限会社は最低300万円の資本金が必要という規制)」が5年間猶予されます。

#### ②信用保証協会による信用保証

上限1,500万円まで無担保・無保証で信用保証が受けられます。

#### ③中小企業基盤整備機構による債務保証制度

信用保証協会の保証枠を既に全額使用しているなど信用保証協会の信用保証制度では、資金調達が困難な場合に限りご利用下さい。

#### ④設備投資減税

設備投資額について、30%の特別償却または7%の税額控除を選ぶことができます。

#### ⑤留保金課税の停止

設立10年以内の中小同族会社は、内部留保への追加的課税の停止を受けられます。

#### ⑥エンジェル税制

個人投資家が、ベンチャー企業の新たに発行する株式を取得した場合、及び、その株式を譲渡する等して利益・損失が発生した場合に、課税の特例が受けられます。

#### ⑦中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みを頂き、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

## 2 経営革新の支援

### 対象となる方

「経営革新」に取り組む中小企業者、組合等

(1)「経営革新」とは、「新商品の開発又は生産」「新サービスの開発又は提供」「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」「サービスの新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業活動」の新事業活動を行うことにより、「経営の相当程度の向上を図る」ことをいいます。

(2)「経営の相当程度の向上を図る」とは、経営目標として、経常利益及び付加価値額<sup>1)</sup>又は一人あたりの付加価値額の伸びを具体的に示す計画を作成することをいいます。<sup>1)</sup>付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計額です。

### 支援内容

事業内容や「経営の相当程度の向上」を示す経営目標を盛り込んだビジネスプラン「経営革新計画」を作成して頂き、その計画が都道府県または国の承認を受けると、補助金、低利融資、減税などの以下の各種の支援策がご利用になります。

なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認も受ける必要があります。

- ①補助金 ②政府系金融機関による低利融資制度
- ③信用保証の特例 ④課税の特例(設備投資減税、留保金課税の停止)
- ⑤高度化融資制度 ⑥中小企業投資育成株式会社法の特例
- ⑦小規模企業者等設備導入資金助成法の特例 ⑧ベンチャーファンドからの投資
- ⑨特許料等の減免措置 ⑩販路開拓コーディネーター事業

## 3 新連携の支援

### 対象となる方

2社以上の異分野の中小企業(この他に、大企業、大学、研究機関、NPO、組合などが参加することも出来ます。)で連携して新たな事業活動に取り組む方

### 支援内容

全国9カ所に「新連携支援地域戦略会議(戦略会議)」が、平成17年度から新たに設けられ、連携する事業体の構築から、連携事業の事業計画の作成、生産管理、販路開拓、収益を上げる段階にいたるまで、商社出身者やコンサルタント、金融機関OBなどによる一貫したサポートが受けられます。

この「戦略会議」を通じて磨き込まれた事業計画に基づき、経済産業局に計画の認定申請を行い、中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画<sup>1)</sup>として認定されると、以下のような支援策をご利用になります。

<sup>1)</sup>「異分野連携新事業分野開拓」とは、事業の分野が異なる事業者が有機的に連携し、その経営資源(設備、技術、個人の有する知識や技能など)を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。なお、通称で「新連携」とも呼んでいます。

#### ①新連携対策補助金

連携体内の規約作成・システム構築や販路開拓に必要なマーケティング調査等の経費に対する補助金を利用できます。

#### ②政府系金融機関による低利融資制度

異分野連携新事業分野開拓計画に基づく設備資金および運転資金について、政府系金融機関が計画の評価を加味し、優遇金利(特利3:政策金融の中で最優遇の金利です)で、計画に参画する個別企業に融資する制度をご利用になります。

#### ③信用保証協会による信用保証

普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険に同額の別枠を設けることができます。また、新事業開拓保険の限度額が2億円(4億円) 4億円(6億円)に拡大されます。

#### ④設備投資減税

設備投資額について30%の特別償却又は7%の税額控除を選ぶことができます。  
ただし、「経営革新」の支援と同様「経営の相当程度の向上」を図る事業者に限られます。

#### ⑤中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みを頂き、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

#### ⑥高度化融資制度

工場等の集団化や施設の共同化などを行う場合に無利子融資が受けられます。

## 4 技術革新の支援

中小企業技術革新制度(SBIR)

### 対象となる方

新技術に関する研究開発のための補助金・委託費等の交付を受けた中小企業者及び事業を営んでいない個人

### 支援内容

研究開発成果の事業化を促進するために、次のような支援策が受けられます。

- ①特許料等の減免措置 ②信用保証協会による信用保証 ③中小企業金融公庫による低利融資
- ④中小企業投資育成株式会社法の特例 ⑤小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

## 5 地域における支援

### 支援内容

#### 「地域プラットフォーム」による支援

都道府県・政令市は、地域の産業支援機関を「中核的支援機関」を中心にネットワーク化した「地域プラットフォーム」を設けています。新たな事業活動を行う方は、創業から事業化までの各段階において、人材育成・技術開発・資金供給等の支援策を、中核的支援機関を通じてワンストップで受けることができます。

#### 高度技術産学連携地域の活用

都道府県・政令市が設定する「高度技術産学連携地域」(高度な技術の研究開発等を行う事業者と大学等の研究機関が集積し、相互に連携することで新たな事業活動が促進される地域)では、独立行政法人中小企業基盤整備機構が起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)を整備する場合があります。その場合同施設を利用することができます。

#### 中小機構が管理する団地のご利用

同機構が管理する中核工業団地、オフィス・アルカディア団地、頭脳団地について、以下の方々は、当該団地の用途に限定されることなく、譲渡または賃貸でのご利用が可能です。

- ①創業者、新規中小企業者、経営革新の承認を受けた中小企業者等、新連携の認定を受けた中小企業者
- ②高度技術産学連携地域において、起業家育成施設を整備する者

お問い合わせ先 新事業支援グループ TEL 019-621-5070 FAX 019-621-5480  
E-mail joh@joho-iwate.or.jp